五 中波放送用 中波放送を行うことを目的として開設するも	の業務を行うことを目的として開設するものであること。な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究四「アマチュア業務用」金銭上の利益のためでなく、専ら個人的	無線局に該当するものを除く。)。的として開設するものであること(次号のアマチュア業務用の三 簡易無線通信業務用 簡易な無線通信業務を行うことを目	(第十一号の放送事業用の無線局に該当するものを除く。)。準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること二 公共業務用 人命及び財産の保護、治安の維持その他これに	H J	は、本邦外周期で回転	静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転務を提供することを目的として開設するものであること(対地	一項第一号及び第二号の電気通信事業を行う者が、電気通信役力長、第二条第六号の電気通信業務並しに同決第百六十四条第		る。	条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、	(無線局の目的)		改正案	○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則(平成十三年
五 (同上)	四 (同上)	三 (同上)	二 (同上)					一 (同上)		第三条 (同上)	(無線局の目的)	第二章		別(平成十三年総数
											的)	無線局の区分	現行	総務省令第百四号)
														(傍線部分は改正部分)

が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであるこ十一が送事業用。基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者	て開設するものであること。 二十八号の四に規定するものをいう。) を行うことを目的とし十 データ放送用 データ放送 (電波法施行規則第二条第一項第	と。  ○○ギガヘルツまでの周波数を使用するテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の受信障害の解消を目はテレビジョン多重放送であって、高層建築物等によるテレビはテレビジョン多重放送であって、高層建築物等によるテレビルーの単が、ルツまでの周波数を使用するテレビジョン放送又	ラナ ラル・ハノ かん	ノコ	をいう。)を行うことを目的として開設するものであること。像又は信号を送る放送であって、超短波放送に該当しないものの電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影七 超短波放送用 超短波放送又は超短波多重放送 (超短波放送	ること。するものをいう。)を行うことを目的として開設するものであするものをいう。)を行うことを目的として開設するものであ監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十四号の二に規定六 短波放送用 短波放送(電波法施行規則(昭和二十五年電波	く。以下第十号までにおいて同じ。)。 のであること(電気通信業務用の無線局に該当するものを除
— 十 た め に 放	+ (同:	九 (同·		八 (同:	七(同上	六 (同上)	
ために開設するものであること。一善放送事業用善放送事業者が、	Ŀ	<u>上</u>		F	上	上	
のであること。							
とが、							

が公共業務用である 信の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が陸上移動業 の態様が海上移動業 の態様が海上移動業	局の目的が公共業務用であるもの無線通信の態様が陸上移動業務である無線局であって、無無線通信の態様が宇宙運用業務である無線局であって、無馬の目的が公共業務用であるもの無線通信の態様が宇宙運用業務である無線局であって、無馬の目的が公共業務用であるもの無線通信の態様が宇宙運用業務である無線局であって、無線脈線通信の態様が衛星間業務である無線局であって、無線局
二 二 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 九 八 七 六 五 四	士 = + + + 九 =

局の目的がテレビジョン放送用であるもののうち、当該無線局三十四 無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	局の目的が超短波放送用であるもの三十三の無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	局の目的が短波放送用であるもの三十二 無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	局の目的が中波放送用であるもの三十一の無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	て、無線局の目的が公共業務用であるもの三十の無線通信の態様が航空移動衛星業務である無線局であっ	あって、無線局の目的が電気通信業務用であるもの二十九 無線通信の態様が航空移動衛星業務である無線局で	であって、無線局の目的が公共業務用であるもの二十八(無線通信の態様が航空移動(OR)業務である無線局	あって、無線局の目的が一般業務用であるもの 二十七 無線通信の態様が航空移動(R)業務である無線局で	あって、無線局の目的が公共業務用であるもの二十六 無線通信の態様が航空移動 (R)業務である無線局で	あって、無線局の目的が電気通信業務用であるもの二十五 無線通信の態様が航空移動 (R)業務である無線局で	あって、無線局の目的が公共業務用であるもの二十四 無線通信の態様が海上移動衛星業務である無線局で	あって、無線局の目的が電気通信業務用であるもの二十三 無線通信の態様が海上移動衛星業務である無線局で	無線局の目的が一般業務用であるもの二十二 無線通信の態様が海上移動業務である無線局であって、
三十の日	三十三	三十二	三十一	三十	二 十 九	二十八	二十七	二十六	二 十 五	二十四四	二 十 三	<u>-</u> + -
局の目的がテレビジョン放送用であるもののうち、当該無線局 十四 無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

四十四 無線通信の態様が海上無線航行業務である無線局で	あって、無線局の目的が一般業務用であるもの 四十三 無線通信の態様が無線航行衛星業務である無線局で	て、無線局の目的が公共業務用であるもの業務に該当するものを除く。以下同じ。)である無線局であっ四十二 無線通信の態様が無線航行衛星業務(航空無線航行衛星	あって、無線局の目的が一般業務用であるもの 四十一 無線通信の態様が無線測位衛星業務である無線局で	線局の目的が公共業務用であるもの該当するものを除く。以下同じ。)である無線局であって、無四十 無線通信の態様が無線測位衛星業務(無線航行衛星業務に	無線局の目的がデータ放送用であるもの三十九の無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、	無線局の目的がテレビジョン放送用であるもの三十八の無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、	無線局の目的が超短波放送用であるもの三十七の無線通信の態様が放送衛星業務である無線局であって、	局の目的が受信障害対策放送用であるもの三十六の無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線		ル放送に関する送信の標準方式によるものであるもの	に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタ	うり目りがティングョイ女笠目である。つうらうでは家黒泉司  三十五  無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	●号)によるもの以外のものであるもの	ル放送に関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第●●	に係る電気通信設備が標準テレビジョン放送等のうちデジタ
四十四四	四十三	四 十 二	四 十 一	四十	三十九	三十八	三十七	三十六	もの	のうち	の無線	三十五	省令第	のうち	の無線
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)		のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものである		目りがティブジョン女生目であるのののうら、当変無象引無線通信の態様が放送業務である無線局であって、無線	省令第二十六号)によるもの以外のものであるもの	のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務	無線設備が適合している技術基準が標準テレビジョン放送等

あって、無線局の目的が一般業務用であるもの五十六 無線通信の態様が地球探査衛星業務である無線局で局の目的が公共業務用であるものものと除く。以下同じ。)である無線局であって、無線五十五 無線通信の態様が地球探査衛星業務(気象衛星業務に該	局の目的が無線通信	局の目的が公共業務用であるも無線通信の態様が気象援助業	無線局の目的が一般業務用であるもの五十二の無線通信の態様が無線標定業務である無線局であって、	無線局の目的が小電力業務用であるもの五十一の無線通信の態様が無線標定業務である無線局であって、	線局の目的が公共業務用であるもの五十 無線通信の態様が無線標定業務である無線局であって、	であって、無線局の目的が一般業務用であるもの四十九の無線通信の態様が航空無線航行衛星業務である無線局	であって、無線局の目的が公共業務用であるもの四十八の無線通信の態様が航空無線航行衛星業務である無線局	あって、無線局の目的が一般業務用であるもの四十七 無線通信の態様が航空無線航行業務である無線局	あって、無線局の目的が公共業務用であるもの四十六 無線通信の態様が航空無線航行業務である無線局で	あって、無線局の目的が一般業務用であるもの四十五 無線通信の態様が海上無線航行業務である無線局であって、無線局の目的が公共業務用であるもの
五 十 十 六 五 十 五 十 五 十 五	五 十 四	五 十 三	五 十 二	五十一	五十			で四十七	四十六	四 十 五
(同上)	四 (同上)	一(同上)	一(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	年 (同上)

一 行おうとする特定周波数変更対策業務に係る周波数割当計記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。第五条 法第七十一条の三第二項の規定による指定(この条におい信定の申請)	せたものとすることができる。線局の区分は、前項各号に掲げる無線局の区分を二以上組み合わ2 前項の規定にかかわらず、法第七十一条の二第一項第一号の無	であるもの業務である無線局であって、無線局の目的がアマチュア業務用六十三 無線通信の態様がアマチュア業務又はアマチュア衛星	無線局の目的が一般業務用であるもの六十二の無線通信の態様が宇宙研究業務である無線局であって、	無線局の目的が公共業務用であるもの六十一無線通信の態様が宇宙研究業務である無線局であって、	であって、無線局の目的が公共業務用であるもの六十(無線通信の態様が標準周波数報時衛星業務である無線局	あって、無線局の目的が公共業務用であるもの五十九 無線通信の態様が標準周波数報時業務である無線局で	無線局の目的が一般業務用であるもの五十八の無線通信の態様が気象衛星業務である無線局であって、	無線局の目的が公共業務用であるもの五十七の無線通信の態様が気象衛星業務である無線局であって、
一 行おうとする特定周波数変更対策業務に係る周波数割当計画 第五条 (同上) 第五条 (同上) 第三章 指定周波数変更対策機関の指定等	2 (同上)	六十三 (同上)	六十二 (同上)	六十一 (同上)	六十 (同上)	五十九 (同上)	五十八 (同上)	五十七 (同上)

(給付金の支給基準)	十一その他参考となる事項を記載した書類した書類	)に書頭 九 特定周波数変更対策業務の実施の方法に関する計画を記載	八 現に行っている業務の概要を記載した書類	記載した事項特定周波数変更対策業務に用いる設備の概要及び整備計画を	七 特定周波数変更対策業務を行おうとする事務所ごとの当該	六 組織及び運営に関する事項を記載した書類	五 役員の氏名及び経歴を記載した書類	四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類	に係る事項とを区分したもの	画書及び収支予算書で特定周波数変更対策業務に係る事項	三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計	おける財産目録とする。	の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時に	書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録。ただし、申請の日	二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告	一定款の謄本及び登記事項証明書	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	四 特定周波数変更対策業務を開始しようとする日	所在地	三 特定周波数変更対策業務を行おうとする事務所の名称及び	二 名称及び住所	画又は基幹放送用周波数使用計画の変更
<b>企</b>	+	九	八		七	六	五.	四			三				<u>-</u>		2	兀		三	<u>-</u>	$\nabla$
(給付金の支給基準)	(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	(同上)	(同上)	(同上)			(同上)				(同上)	(同上)	(同上)	(同上)		(同上)	(同上)	又は放送用周波数使用計画の変更

とすること。 とすること。 とすることのの個別で、 とすることのないようにするため、当該受信設備の設置を開計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。)の運動を開計画の変更ごとに総務大臣が指定するものに限る。)の運動が表演を行う周波数割当計画又は基幹放送用周波数とすること。	更の工事をしようとすること。の工事をする必要のある免許人が当該無線局の無線設備の変の運用を阻害することのないようにするため、無線設備の変更の運用を阻害することのないようにするため、無線設備の変更い連鎖的に生じる周波数若しくは空中線電力の変更又は当該変更に伴前号の周波数若しくは空中線電力の変更又は当該変更に伴	をしようとすること。   おうとすること。   おうとする無線局の免許人が当該無線局の   漁電力の変更をしようとする無線局の免許人が当該無線局の   本は、次のいずれかに該当するものであることとする。   第六条の二 法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基   第   第六条の二 法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基   第
三 前二号の周波数又は空中線電力の変更が受信設備(特定周波と 前二号の周波数又は空中線電力の変更が受信設備の設置者がそのと。	二(同上)	一 (同上)